

令和5年度静岡県ピッチイベント業務委託仕様書

1 要旨

静岡発のイノベーションの創出に向けて、県内のスタートアップの事業拡大を促進するため、県内企業、金融機関、産業支援機関、行政機関等に向けたピッチイベントを開催する。

2 業務委託の期間

委託契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

3 業務の概要

(1) ピッチイベントの実施

ア 開催時期 令和5年11月頃から令和6年3月までの間

イ 登壇者 県内に拠点を構えるスタートアップ（聴講者への訴求力を考慮し、県外スタートアップの登壇も妨げないが、主な対象は県内スタートアップとする。）

ウ 聴講者 県内企業（新規事業担当部門等）、金融機関、ベンチャーキャピタル、産業支援機関、県内市町等（可能な限り、ピッチイベント聴講後に、スタートアップのソリューションの導入等について、意思決定を行うことのできる者の参加を促すこと。）

エ 内容 ピッチイベントを開催することで、県内スタートアップへの事業機会を提供する。また、ピッチイベントを通じて、スタートアップと聴講者とのマッチング、参加者間の交流機会を創出する。

4 業務の内容

ピッチイベントの開催により、県内スタートアップへの事業機会を提供すること（本県のイノベーション拠点「SHIP」（静岡市葵区呉服町2丁目7-26 静専ビル2F）の活用も可能）。併せて、スタートアップと聴講者とのマッチング、参加者間の交流機会を創出すること。なお、経費の支出に当たっては、「8 委託事業費に係る留意事項」に留意すること。

(1) イベントの概要

区分	内容
目的	<ul style="list-style-type: none">・ピッチイベントを開催することで、県内スタートアップへの事業機会を提供すること。・ピッチイベントを通じて、スタートアップと聴講者とのマッチング、参加者間の交流機会を創出すること。・県内スタートアップのコミュニティの形成に寄与すること。
開催方法	オフライン開催を前提とし、イベント当日にオフラインでの参加が困難な者に向けたアーカイブ動画の配信も行うこと。（動画配信に当たっての参加者の同意も得ること。） ※会場は、SHIPのほか、県内の東部・中部・西部での開催など、県内各地からの参加を考慮することが望ましい。
登壇対象	県内のスタートアップを主たる対象とする。（聴講者への訴求力を考慮し、県外スタートアップの登壇も妨げないが、主な対象は県内スタートアップとする。）

登壇者数	1回のピッチイベントにつき、3～4社程度を目安とするが、開催の都度、県と協議の上で決定する。
期 間	令和6年3月までの間とし、回数については県と協議の上で決定する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント当日の運営に必要な会場、人員及び機器等を用意すること。 ・ 県内スタートアップの経営者による講演会、セミナー等と同時開催とするなど、聴講者の参加の満足度を高める工夫を凝らすこと。 ・ スタートアップと聴講者とのマッチング、参加者間の交流が促進されるよう、イベントの運営、フォローアップ等を行うこと。

(2) 委託業務の範囲

項 目		内 容
全体	事務局の設置・運営	業務を実施する事務局を設置し、履行期間中における業務遂行に携わる十分な人員を配置・確保すること。
	会場の確保と運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフライン会場での開催を前提とし、会場を確保すること。 ・ 聴講者から登壇者への質問の受付を行うこと。 ・ イベント当日にオフラインでの参加が困難な者に向けたアーカイブ動画の配信も行うこと。(動画配信に当たっての参加者の同意も得ること。) ・ SHIPのほか、県内の東部・中部・西部での開催など、県内各地からの参加を考慮することが望ましい。 ※感染症拡大時等はオンラインへ切り替えられるように準備すること
	オンライン配信の準備と運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴講者全員に安定して視聴してもらうための配信側環境を整備し、オンデマンド配信も行うこと。 ・ 聴講者が登壇者にオンラインで質問できる環境を構築すること。
	聴講者の手配	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り、ピッチイベント聴講後に、スタートアップのソリューションの導入等について、意思決定を行うことのできる者の参加を促すこと。 ・ 各種調整（日程調整、イベント趣旨等の説明、イベント当日の案内等）を行うこと。
募集	登壇者の手配	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピッチイベントの登壇者を手配すること。なお、登壇対象者は、主に県内スタートアップとする。 ・ 登壇するスタートアップとの各種調整（日程調整、登壇手順等の説明、イベント当日の案内等）を行うこと。
	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知度の向上を目的として、イベントの名称を考案すること。 ・ web サイトやチラシ等を作成し、イベント開催の周知に努めること。
イベント当日	イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピッチイベントは、聴講者に対して登壇者がプレゼンテーションを行う方式とすること。 ・ イベント開催を通じて、スタートアップと聴講者とのマッチング、参加者間の交流機会を創出すること。
	参加者フォロー	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピッチイベント当日以外もオンラインコミュニケーションツール (Slack) 等を活用して、登壇者と聴講者の交流を促進に努めること。
	動画撮影	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全てのピッチイベントを録画・録音すること。オフライン会場の動画撮影は不要だが、開催状況のわかる写真を撮影すること。
実施	動画作成	イベント開催時のアーカイブ動画を配信すること。(動画配信に当たっての参加者の同意も得ること。)

後	アンケート の実施	参加者を対象としてアンケートを実施し、集計と分析を行うこと。
---	--------------	--------------------------------

※上記各項目の最終的な内容の決定に当たっては、県と事前に協議すること。

(3) 納品物

- ・チラシデータ
- ・イベント開催時の写真
- ・アンケートデータとその集計結果
- ・登壇者データ、聴講者データ
- ・実施報告書（実施日、イベント概要、参加状況）
- ・アーカイブ動画

※県と事前に協議の上、県が指定する形式で納品すること。

5 再委託の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に関する管理方法等の必要事項を報告しなければならない。

6 災害時の対応

- (1) 災害や事故に備えた危機管理体制を整備し、緊急時には迅速な対応を行うこと。
- (2) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、本業務の実施時期を変更する必要があると県が判断した場合は、双方協議の上、実施時期を変更するよう努めること。
- (3) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、業務の一部又は全部が実施できない場合は、双方協議の上、契約の変更又は解除をする可能性があることに留意すること。
- (4) 上述以外の特に定めのない事項については、県の指示に従うものとする。

7 その他

- (1) 上記のほか、本業務に関して更に必要な業務等がある場合は、幅広く提案し、県と協議の上実施すること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は県と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (3) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本業務において、個人情報を取り扱う作業を行う場合は、起こりうるミスやインシデントを想定し、情報セキュリティ対策を徹底すること。
- (5) 本業務を執行する上で関連して必要となる事項で、本仕様書に記載されていないものについては、県及び受託者の協議により決定する。

8 委託事業費に係る留意事項

- (1) 経費の支出に当たっては、以下の事項に留意すること。なお、帳簿等を作成し、領収書等と合せて5年間保管すること。

費 目	内 容
人件費	本業務に必要な額を合理的に按分し、計上すること。
報償費	関係者に支払う謝金及び旅費。
消耗品費	取得価格が税込み 10 万円未満のもの。ただし、パソコンやタブレットは、取得価格に関わらず備品（対象外）となるため、留意すること。
備品購入費	本業務では対象外。 パソコン等や税込み 10 万円以上の機械・機器等を調達する必要がある場合は、事業実施期間内の所有権移転外リースやレンタルにより調達すること。
食糧費	関係者等へのお茶代のみ対象。参加者やスタッフの飲食費は対象外。
役務費	本業務に必要な額を合理的に按分し、計上すること。
使用料・賃借料	本業務の実施に当たり、新たに事務所等を借用する場合は、対象となるが、既に借用している事務所等の一部を活用する場合は、本業務に必要な額を合理的に按分し、計上すること。
工事請負費	本業務では対象外。

- (2) 支出経費に対して疑義がある場合は、県産業イノベーション推進課まで確認すること。